

「浅川ダムに関する意見」に対する県の考え方

本県における公共事業の再評価は、平成10年3月に国からの要請を受け、国の実施要領を踏まえ、県で実施要領を定め平成10年度より実施しています。

この公共事業の再評価制度は、「事業採択後一定期間未着手、又は長期間が経過している事業などを対象に再評価を行い、今後の対応方針を決定する」ものであり、県が実施する全ての事業を対象とするものではありません。

今回ご意見をいただきました「浅川ダム」については、河川法で定められた手続きにより、河川整備計画を策定しており、その場合の再評価の取り扱いについては、県の要綱等には規定がないことから、「河川法に基づき、学識経験者等から構成される委員会等での審議を経て、河川整備計画の策定・変更を行った場合には、再評価の手続きが行われたものとして位置づける」とする国の再評価実施要領を準用し、公共事業評価監視委員会の「審議対象としない」とこととしました。

また県民に対する「説明責任」については、県が様々な施策を実施するうえで、大変重要であると認識しており、浅川ダム計画においても、住民説明会や公聴会などを通じ、説明に努めるとともに、県のホームページにこれらの情報を掲載してきたところです。

なお県では、多様な住民意見を集約し、施策に反映していくことは、行政の責務であると認識しており、今回の浅川ダム計画については、これまでの議論の経過を踏まえ、最終的に河川管理者として判断し、決定させていただいたものです。

今後県では、今回のご意見なども参考にしながら、引き続き公共事業の効率性及びその実施過程の透明性をより一層高めるよう、事業執行に努めてまいります。